

【埼玉運輸支局より】

---

旅客第二課より標記について通知がございました。本通知に伴い、関係事項をご連絡いたします。

(申請関係について)

今後の事業者とのやりとりの際には、別添②③④の資料を傘下事業者へ提供いただきつつ、ご案内いただければと思います。

なお、別添①については参考ですが、支局HPにて県南中央交通圏における不足車両数の公表を行っております。

(申出書の提出について)

別添①で公表している不足車両数に、先日ご対応いただきました協会申出の不足車両数を加える必要がありますので、方針決定等にまだ時間を要するかとは存じませんが、可能な限り速やかに申出書の提出をいただきますよう、お願い申し上げます。

県南中央交通圏については、4月上旬までには申出書の提出が必要となりますので、ご留意願います。

それ以外の交通圏地域についても、目安として最初に許可になった事業者の許可期限の約2ヶ月前までには、事業者もしくは協会から継続の意向を申し出いただくのが基本的な動きになるかと思えます。

当初事業者の手挙げでNRSの運行を開始した地域について、継続する場合、同じく事業者が手を挙げるのか、協会が手を挙げるのか、後者であれば運行日や時間帯や車両数はどうするのか等、前広な検討が必要になるかと思えますので、ご対応をお願いいたします。

以上

お手数をおかけいたしますが、何卒よろしくお願い申し上げます。